

令和5年 第3回
組合議会臨時会会議録

開会 令和5年12月26日
閉会 令和5年12月26日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和5年第3回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和5年12月26日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階大会議室
- 開会（開議） 午後4時00分
- 出席議員（12名）

1番 岡野一男君	2番 倉持守君
3番 中村博美君	4番 関戸勇君
5番 入江洋一君	6番 赤羽直一君
7番 寺田文彦君	8番 長谷川信市君
9番 伯耆田富夫君	10番 高木寛房君
11番 今川英明君	12番 豊島葵君
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	神達岳志君
副管理者	小田川浩君
副管理者	中村修君
事務局長	山中毅君
消防長	岡野智行君
消防次長	仲林幸一郎君
事務局次長	瀬崎香代君
管理課長	酒井義男君
参事兼常総環境センター所長	稲川光一君
施設課長	樋口博君
管理課長補佐	枝川温君
常総環境センター副参事兼所長補佐	野口貴洋君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
施設課長補佐	萩山智治君
- 職務のため出席した者
片野芳弘、笠見友和

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 報告第 3号 専決処分事項の報告について
(つくばみらい消防署谷和原出張所救急車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解すること)
日程第 4 議案第 16号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第 17号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)について
-

開 会 午後4時00分

○議長（中村博美君）

ご報告申し上げます。

只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第3回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は、成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、事務局次長、管理課長、参事兼常総環境センター所長、施設課長、管理課長補佐、常総環境センター副参事兼所長補佐、施設課長補佐、以上の者です。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村博美君）

これより議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により、1番 岡野一男君、2番 倉持守君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村博美君）

日程第2 会期の決定について、を議題といたします。
お諮りいたします。
今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）

ご異議なしと認めます。
よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第3号 専決処分事項の報告について
（つくばみらい消防署谷和原出張所救急車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解すること）

○議長（中村博美君）

日程第3 報告第3号 専決処分事項の報告について、報告を行います。
消防長 岡野智行君。

○消防長（岡野智行君）

はい。地方自治法第180条第2項の規定に基づく、専決処分事項につきましてご報告申し上げます。

議案書1頁から3頁をご覧ください。つくばみらい消防署谷和原出張所の救急車による物損事故に係る和解でございます。

令和5年9月16日、午前9時6分頃、つくばみらい市十和地内個人宅にて発生した救急事案におきまして、敷地内に救急車を進入させたところ、入り口付近に張り出した松の木に車両右後方赤色灯を接触させた事故を起こしたものです。

この事案につきましては、家族の誘導により時速5キロメートル程度で救急車を前進させておりましたが、前方を含めた周囲の確認不足の外、現場に到着したという気の緩み、障害物は優にクリア出来るだろうという正に「だろう運転」が事故原因と考えられるところでございます。誠に申し訳ありませんでした。

尚、この事故により、組合が相手方に対し松の木の修繕費用として3万4,540円を支払うことで和解が成立し、12月18日付で専決処分いたしました。

また、当該職員に厳重注意するとともに、全所属においてインシデント・アクシデントによる危機管理の研修会、そして、常総警察署交通課長を招聘、公用車の事故防止を中心とした研修会を実施、更には消防長通達において、法令順守、安全運転は当然とし、常に高い安全意識を持ち、危険な状況になることを事前に予測する「かもしれない運転」の励行を改めて促したところでございます。今後も職員一丸となり再発防止に向け、取組み強化を図ります。

私の指導不足何物でもございません。この度は、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（中村博美君）

以上で、報告第3号の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
以上で、報告第3号を終わります。

日程第4 議案第16号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（中村博美君）

日程第4 議案第16号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）

はい、議案第16号の提案理由を申し上げます。

令和5年人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、当組合の給与条例等についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものでございます。

主な改正内容は、給料表を平均で行政職が1.2%、消防職が1.4%の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月数を一般職で0.1月分、再任用職で0.05月分引き上げるものでございます。

よろしくご審議のうえご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

○議長（中村博美君）

議案第16号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
（第3号）について

○議長（中村博美君）

日程第5 議案第17号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
（第3号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい、議案第17号の提案理由を申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ76万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億6,271万円とするものでございます。

歳入では、県支出金の県補助金で、新型コロナウイルス感染症患者搬送消防機関防護具整備事業費補助金56万3千円及び茨城県立消防学校派遣教官研修事業費補助金20万1千円を増額するものでございます。

歳出では、救急搬送業務の増加に伴う時間外勤務手当の増額及び人事院勧告に基づく給与改定による増額で人件費において3,272万3千円の増額。また、消防新規採用職員などの貸与被服を事前に準備する必要があることから貸与被服類購入として461万8千円の増額をするものでございます。

また、令和6年度当初より契約履行が必要なリース、業務委託等について、債務負担行為を追加するものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご決議をお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

○議長（中村博美君）

議案第17号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村博美君）

これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和5年第3回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中村 博美

議 員 倉持 守

議 員 岡野 一男